

Ⅱ 障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★今までの改正のポイント★

H23.10 ■地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度1万円）が図られました。
- ・視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

H24.4 ■利用者負担の見直し

- ・応能負担の原則を明確化することに加え、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、障がい者の負担軽減が図られました。

■相談支援の充実

- ・基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。
- ・長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

- ・障害者自立支援法と児童福祉法に規定されていた障がい児の通所施設・通所サービスが、児童福祉法の規定に一本化され、障がい児施設の一元化と通所サービスの実施主体が見直されました。

■実施主体が北海道から市町村に

- ・重症心身障がい者の療養介護サービスの実施主体が北海道から市町村に変更になりました。

H25.4 ■障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいが障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。
- ・難病等の方々も、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

H26.4 ■重度訪問介護の対象拡大

- ・重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加されました。

■共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化されました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

- ・地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

- ・「障害程度区分」が、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

H30.4 ■障がい者への地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」が新設されました。
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が新設されました。
- 「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となりました。
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組み（新高額障がい福祉サービス等給付費）が創設されました。

■障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

- 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが新設されました。
- 保育所等を利用中の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、新たに乳児院・児童養護施設の障がい児も対象として追加されました。
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとされました。
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定することとされました。

★本計画における滝川市の取り組み★

■国の基本指針の主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい者の社会参加を支える取り組み
- ・障がい福祉サービス等の質の向上
- ・障がい福祉人材の確保



■地域における生活の維持及び継続の推進（地域生活支援拠点等の整備）

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活の維持及び継続を支えるために地域生活支援拠点等としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の検討を関係機関と協議しながら進めます。

■「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

あらゆる関係者が横断的に福祉を担う「地域共生社会」に向けた施策の一環として、65歳以上になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用しやすくするために、介護保険事業所など関係機関と連携を図り、共生型サービスに対応可能な体制の構築を目指します。

■障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

滝川地域子ども発達支援推進協議会が医療的ケア児支援の協議の場としての役割を果たしており、今後も同協議会と連携し、必要に応じた支援を検討するとともに、地域の支援体制の整備について協議を進めます。

■障がい福祉サービス等の質の向上

各種障がい福祉サービスを提供する事業所においては、それぞれ職員研修の受講等によりサービスの質を高め、利用者ニーズに応えるべく取り組んできていますが、事業所間の連携を強めるため自立支援協議会と連携して研修を実施する等更なる障がい福祉サービス等の質の向上を目指します。

★障がい福祉サービス等に係る体系★



